

入札説明書

1 入札に付する事項

調達件名	令和6年度 群馬労働局管内5施設で使用する電力供給契約
仕様	別添「仕様書」のとおり
契約期間	令和6年4月1日0時～令和7年3月31日24時
受給場所	別添「仕様書」のとおり

2 競争参加資格

- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中の特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している者であること。（常用労働者数が43.5人未満の事業主については、本要件は適用しない）
- (8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者であること。（常時雇用する労働者が101人未満の事業主には本要件は適用しない）
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (10) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している者であること。
- (11) 人権配慮の取り組みについて
入札希望者及び契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のため

のガイドライン』（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

3 入札方法

(1) 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

なお、入札価格の積算にあたって、電気料金の計算で力率及び燃料調整費を考慮する業者にあつては、以下の数値を以て行い、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は算入しないこと。

※ 力率・・・１００％ 燃料調整費・・・考慮しない。

(2) 仕様書及び仕様書別紙に記載した、契約電力、力率及び予定使用電力量を基に、入札金額施設別内訳書（案）（別紙３－２）へ基本料金単価ならびに電力量料金単価を記載のうえ、合計金額を入札書に記載すること。（別紙にある電力量は予定使用量であり、実際の使用電力量については変動があることに留意すること。）

(3) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札者の義務等

本入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 担当部局

〒３７１－８５６７ 群馬県前橋市大手町２－３－１ 前橋地方合同庁舎９階
群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：尾藤
TEL: ０２７－８９６－４７３２
FAX: ０２７－８９６－２０８０

6 競争参加資格の確認及び提出物について

本入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期間内に提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和5年10月23日（月）から令和6年1月15日（月）までの、土・日曜、祝日及び公休日を除く、8時30分から17時15分まで。

但し、令和6年1月15日（月）のみ、12時00分までとする。

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

別添『競争参加資格確認関係書類』に示した書類を、スキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

② 紙入札による場合

別添『競争参加資格確認関係書類』に示した書類を、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出すること。

電話、ファクシミリ、電報、電子メール及びその他の方法による提出は無効とする。

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。記載漏れが認められるものは無効とする。なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

(5) 競争参加資格の確認通知

競争参加の資格の有無の確認は、審査資料の提出日をもって行うものとし、その結果は『競争参加資格確認通知書』（又は電子調達システム）により、令和6年1月18日（木）までに通知する。

7 委任状の提出について

(1) 提出期間

① 電子調達システムによる場合

電子調達システムマニュアルのとおり。

② 紙入札による場合

提出は不要とする。

(2) 提出場所

① 電子調達システムによる場合

電子調達システムマニュアルのとおり。

② 紙入札による場合

提出は不要とする。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

電子調達システムマニュアルのとおり。

※ ICカード取得者氏名が、代表者氏名と同一の場合、委任状は不要。

- ② 紙入札による場合
提出は不要とする。

8 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙2により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年1月25日(木) 9時50分

(通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと)

② 提出書類及び方法

入札書(電子調達システム上に金額を入力)及び入札金額内訳書(スキャナ等により電子データ化したもの)を電子調達システムにより送信すること。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和6年1月25日(木) 10時00分

② 入札書の提出場所

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階会議室

* 入札会場へ持参すること。

③ 提出書類及び方法

入札書は別紙3-1にて作成し、別紙3-2の入札金額内訳書を添付し、封筒に入れ、封筒裏面3箇所に代表者印を割印し提出すること。

なお、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官群馬労働局総務部長と記載)及び「令和6年度群馬労働局管内5施設で使用する電気供給契約(高圧)」と記載しなければならない。

また、紙入札の場合、第1回目の開札にて落札されないことも考慮し、第2回目の入札書を準備し、提出すること。(封筒は1回目と2回目で分け、それぞれ「第1回目」、「第2回目」の表示を記載すること。)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札の無効

- ① 電子入札により入札を行う場合において、委任状の処理を行っていない代理人の電子入札は無効とする。

- ② 紙により入札を行う場合において、必要事項の記載を欠く入札書は無効とする。
- ③ 紙により入札を行う場合において、金額を訂正した入札書は無効とする。
- ④ 紙による入札を行う場合において、誤字、脱字等意思表示が判然としない入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年1月25日(木) 10時00分

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階 会議室
群馬労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

持参により提出することとする。

特段の事情があると認められる場合には、郵送での提出を認める。(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。当日の入札は再度入札を含め2回の入札を限度とする。

① 再度の入札書の提出期限

電子調達システムによる場合

令和6年1月25日(木) 10時50分

紙入札による場合

上記8(2)③による。

② 再度の入札の開札日時

令和6年1月25日(木) 11時00分

10 各種提出書類の押印省略にかかる留意事項

今般の入札において、契約書及び入札書を入れた封筒の割印を除くすべての提出書類(契約関係書類)について、押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であること。なお、押印を省略した書類に虚偽等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場合がある。

11 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法は最低価格落札方式とする。
- ① 本入札説明書 8 (1) 又は (2) に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札価格の最も低い者を落札者とする。
- ② 上記①の落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、入札価格が次点の者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべきものが二人以上ある時は、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札金額は、入札金額内訳書（別紙 3-2）により積算した金額によるが、その表に記載されている予定使用電力量はあくまでも予定であり、変動が予想されるため、落札金額が契約金額ではないことに留意すること。契約にあたっては入札金額内訳書の単価による契約とする。
- ⑤ 契約書の作成については、翌年度の契約となるため予算措置確認後遅滞なく取り交わすものとする。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・ヘルプデスク 0570-014-889
 - ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/faq/all>
- ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記 5 に連絡すること。
- (4) この入札に関する疑義は令和 6 年 1 月 12 日（金）の 12 時 00 分までに上記 5 に問い合わせることとし、令和 6 年 1 月 12 日（金）の 17 時 15 分までに回答する。質問は原則として書面又は電子メールにより行うこととするが、簡易な質問については、電話によることも可能とする。
- 【電子メールアドレス bitou-hiroki.l29@mhlw.go.jp】
- 重要な質問については、入札説明書を交付した全ての業者に対して電子メール等により質問内容及び回答を通知する。
- (5) 本入札で知り得た事項は守秘義務を厳守とし、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- (6) 入札者は、入札後、入札説明書等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (7) 落札結果について、群馬労働局ホームページ上で落札業者名及び落札金額を公表する。

添付資料一覧

◎仕様書等

- ・仕様書
- ・仕様書別紙 1～3
- ・群馬労働局入札心得

◎様式等

- ・別紙 1 入札参加申込書
- ・別紙 2 紙入札方式による入札参加理由書
- ・別紙 3－1 入札書作成様式 (入札用)
- ・別紙 3－2 入札金額内訳書 (入札用)
- ・別紙 4 適合証明書
- ・別紙 5 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」
- ・別紙 6 各用語の定義
- ・別紙 7－1 誓約書
- ・別紙 7－2 役員等名簿
- ・別紙 8 保険料納付申立書
- ・別紙 9 自己申告書
- ・別紙 10 競争参加資格確認関係書類 (入札参加申込用)

入札参加申込書

別紙1

下記の案件について、競争入札に参加したく、申し込み致します。

1 件名

令和6年度 群馬労働局管内5施設で使用する電力供給契約

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 令和4.5.6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）

における等級

「**物品の販売**」

() 等級

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。

はい ・ いいえ

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている者は除く。

(3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。

はい ・ いいえ

(4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている。

はい ・ いいえ

(5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる入札適合条件を満たしている。

はい ・ いいえ

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する保険料の滞納がない。（直近2年間）

はい ・ いいえ

(7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している（法定雇用障害者数を雇用していない場合は、障害者の雇入れに関する計画を作成している）。
※ 常用労働者数が43.5人未満の事業主は右を○で囲むこと。

はい ・ いいえ
労働者43.5人未満

(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている。
※ 常時雇用する労働者数が101人未満の事業主は右を○で囲むこと。

はい ・ いいえ
労働者101人未満

(9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていない。

はい ・ いいえ

(10) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している。

はい ・ いいえ

3 入札参加業者情報

1	事業所名	
2	郵便番号・所在地	〒
3	代表者氏名	
4	代表者役職	
5	代表者電話番号	
6	代表者FAX番号	
7	担当者所属名称	
8	担当者名	
9	担当者所属住所等	〒
10	担当者電話番号	
11	担当者FAX番号	
12	担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、漏れなく記載すること。

※ 本申込書の提出方法及び添付書類については入札説明書等に示されているとおり。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

紙 入 札 理 由 書

下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

1 入札件名

令和6年度 群馬労働局管内 5 施設で使用する電力供給契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

開札日時 第1回
令和6年1月25日(木)
午前10時00分

別紙3-1

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和6年度 群馬労働局管内5施設で使用する電力供給契約

(消費税別)

2 入札金額 金 総額

※詳細については、入札書内訳のとおり。
※上記金額は、別紙「入札書内訳」の入札金額を記載すること。
※上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

同額の場合のくじに用いますので、任意の3桁の番号を記載してください(紙入札者のみ)			
---	--	--	--

(注意事項)

- 1 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 2 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 3 入札書は漏れなく記載すること。

開札日時 第2回
令和6年1月25日(木)
午前11時00分

別紙3-1

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和6年度 群馬労働局管内5施設で使用する電力供給契約

(消費税別)

2 入札金額 金 総額

※詳細については、入札書内訳のとおり。
※上記金額は、別紙「入札書内訳」の入札金額を記載すること。
※上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(注意事項)

- 1 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 2 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 3 入札書は漏れなく記載すること。

入札金額内訳書

事業所名

需要場所	基本料金				電力量料金						合計金額 (小数点未満切捨)
	契約電力 (kW)	基本料金単価 (円/kW)	力率(%)	基本料金合計 (円)	夏季			その他季			
					予定使用 電力量 (kWh)	電力量料 金単価 (円/kWh)	電力量料金 合計 (円)	予定使用 電力量 (kWh)	電力量料 金単価 (円/kWh)	電力量料金 合計 (円)	
A	B	C	$D=(A \times B \times (185 - C) / 100) \times 12$	E	F	$I=E \times F$	J	K	$N=J \times K$	$O=D+I+N$	
1 前橋公共職業安定所及び独 高齢・障害・求職者雇用支援 機構群馬障害者職業センター	100		100		66,800			133,100			
2 高崎公共職業安定所	49		100		31,900			69,300			
3 桐生公共職業安定所	45		100		14,600			39,900			
4 太田公共職業安定所	102		100		40,500			102,300			
5 館林公共職業安定所	32		100		16,700			39,400			
	328				170,500			384,000			
										税込合計	
										税抜金額	

※ 「基本料金単価」及び「電力量料金単価」は税込額を入力すること

※ 端数は最終の「合計金額」において小数点未満を切り捨てること。



適合証明書

別紙4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和4年度1kWhの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギーの活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組		
①～④の合計点数			

※1 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照のこと）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に算入した小売電気事業者（算入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、算入日及び開示予定時期（算入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

※2 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙『二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件』により算出した値を記載すること。

※3 1の開示方法（又は算入日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

※4 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和4年度の未利用エネルギー活用状況、③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	点数
①令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	30%以上 （必須）	20
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、『各用語の定義』参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版参照のこと）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

各用語の定義

※この表の定義は、別紙4及び別紙5にのみ適用する。

用語	定義
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表される令和4年度の二酸化炭素排出係数。</p>
②令和3年度未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効利用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和3年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和4年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算出式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))</p> <p>②令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>⑥令和4年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。</p> <p>2. 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの観点から評価する。 具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

事業所名 _____

所在地 _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

※ 直近 2 年間における、社会保険料及び労働保険料の納付状況が確認できる領収証書（写）又は、保険料の滞納がない旨の証明書（写）を添付すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

支出負担行為担当官
群馬労働局総務部長 殿

群馬労働局入札心得

1 趣旨

群馬労働局の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書(案)、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2)入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4 入札方式

入札説明書において「電子調達システムにより執り行う」と指定されている入札は、同システムの定めるところによるものとする。

但し、同システムによりがたい者は、書面にて支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札(書面による入札)方式にて入札に参加することができる。

5 書類の提出

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類(一般競争参加資格審査結果通知書の写し等)を各提出期限までに提出しなければならない。

6 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書等の提出

(1)電子調達システムの場合

入札説明書に示す提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。通信状況によっては提出期限内に電子調達システムに入札書等が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

(2)紙入札方式の場合

入札説明書に示す提出場所に提出期限内に持参により提出すること。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、必ず入札書に入札内訳書を添付すること。添付されていない場合は無効とする。

入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、継ぎ目には封印をし、かつその封皮には宛て名(支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様)及び入札件名を記載すること。

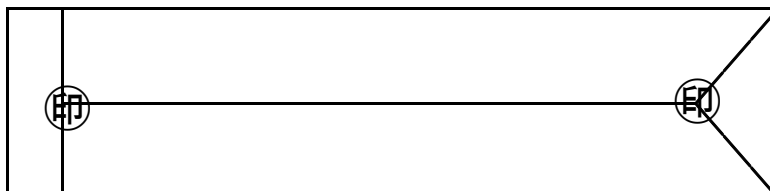
特別の事情があると認められる場合には、郵送による提出を認めるが、可能な限り開札日前日までに提出を完了すること。

作成例

表面

支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様
入札件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
事業所名 ○○○○○○○○○○○○○○○
入札書在中

裏面



8 入札等に係る委任

- (1) 代理人により入札書の提出や開札の立ち合い等を行う場合は、別添「委任状(電子・紙入札業者共通)」(以下「委任状」という。)のとおり所定の様式を用い、提出をしなければならない。
また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
- (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵便(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を再度提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による電子入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算間違いがある入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について、他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ その他、入札に関する条件に違反した入札
- ⑫ 紙入札方式において必要事項の記入漏れが認められる入札

10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

11 開札の方法

- ① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。但し、入札者又は代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。
- ② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- ③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、当日中に再度の入札を行うものとする。

12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。

13 落札決定の取り直し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

14 契約書の作成及び提出等

- (1) 契約書の作成の要否
別添の契約書(案)を基に作成するものとする。
- (2) 契約書の提出
落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)し、遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。

15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 結果(契約状況)の公表

- (1) 電子調達システム対応の案件については、入札結果を同システムに定める手続きに従い公表することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。
- (2) 開札結果については、全応札業者に対して、件名・入札結果・落札業者名・落札金額(税抜き) 応札業者数等を電子メールにて通知することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。
- (3) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額(落札金額)等を群馬労働局ホームページ上に公表する。

仕 様 書

1. 概 要

(1) 件名

令和6年度 群馬労働局管内5施設で使用する電力供給契約

(2) 需給場所

- ① 前橋公共職業安定所及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター（群馬県前橋市天川大島町130-1）
- ② 高崎公共職業安定所（群馬県高崎市北双葉町5-17）
- ③ 桐生公共職業安定所（群馬県桐生市錦町2-11-14）
- ④ 太田公共職業安定所（群馬県太田市飯田町893）
- ⑤ 館林公共職業安定所（群馬県館林市大街道1-3-37）

(3) 業種及び用途

官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方法等

- | | |
|-------------|----------|
| ①供給電気方法 | 交流3相3線式 |
| ②供給電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ③計量電圧（標準電圧） | 6,000ボルト |
| ④標準周波数 | 50ヘルツ |
| ⑤受電方式 | 1回線受電 |
| ⑥自家発電設備 | 別紙1のとおり |
| ⑦蓄熱式負荷設備 | 別紙1のとおり |

(2) 契約電力及び予定使用電力量

①契約電力

別紙2のとおり

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

②最大需要電力（実績）

別紙2のとおり

③使用電力量（実績）

別紙2のとおり

④予定最大需要電力

別紙3のとおり

⑤予定使用電力量

別紙3のとおり

(3) 契約期間

自 令和6年4月 1日 0時
至 令和7年3月31日24時

(4) 電力量等の検針

- ①自動検針装置 有
- ②電力会社の検針方法 検針装置による自動検針
- ③計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 保安上の責任分界点等

- ①需給地点 別紙1のとおり
- ②電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ
- ③保安上の責任分界点 需給地点に同じ

(6) 供給電力の種類等

- ①RE100における「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率は30%以上とすること。
- ②上記①の比率について確認できる資料を書面（任意様式）で提出することとする。

3. 力率及び料金算定方法等

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は100パーセントを保持する予定。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- (3) 高崎公共職業安定所に10キロワットの太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。
- (4) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）に依るものとし、これに依りがたい場合は協議する。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ①契約電力及び最大需給電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ②使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

- ③料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ④消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (6) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等をもとに協議するものとする。

4. 下請け、委任等の禁止

- (1) 請負者は、本契約の全部を一括して第三者（請負者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 請負者は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面等により委託者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 前項ただし書きにより、委託者が承認した場合には、承認を得た第三者も前項に定める義務を負うものとし、請負者は、当該第三者に前項に定める義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。
- (4) 本条第2項ただし書きにより委託者が承認した場合でも、請負者は委託者に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5. 問題発生時等の連絡体制

契約履行にあたり問題等が生じた場合は、以下の連絡先に照会すること。
群馬労働局総務部総務課 会計第一係 尾藤
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
TEL 027-896-4732

6. その他

- (1) 前橋公共職業安定所と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター分の請求書については、その他の施設の請求書と同様に支出官群馬労働局長あてに送付すること。
- (2) 各月の電気料金の請求書には、乙の指定口座（金融機関、口座番号、名義等必要事項）を明記するものとし、振込払いが可能とすること。

	施設名	所在地	自動検針装置の有無	電力会社の検針方法	計量器の構成	需給地点	電気工作物の財産分界点	保安上の責任分界点	受電方式	自家発電設備の有無	蓄熱式負荷設備	夏季のピークにおける計画的負荷調整の可否	太陽光発電設備の有無
1	前橋公共職業安定所及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター	群馬県前橋市天川大島町130-1	有	検針装置による自動検針	電力需給用複合計器（通信機能付）	需要場所における群馬労働局の施設した第1号柱上の東京電力グループの架空引込線と群馬労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	1回線受電	非常用予備発電装置115キロボルトアンペア1台を保有	無	否	無
2	高崎公共職業安定所	群馬県高崎市北双葉町5-17	有	検針装置による自動検針	電力需給用複合計器（通信機能付）	需要場所における群馬労働局の施設した第1号柱上の東京電力グループの架空引込線と群馬労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	1回線受電	無	無	否	有 太陽電池定格出力10キロワット（当該施設での自家消費）
3	桐生公共職業安定所	群馬県桐生市錦町2-11-14	有	検針装置による自動検針	電力需給用複合計器（通信機能付）	需要場所における群馬労働局の施設した第1号柱上の東京電力グループの架空引込線と群馬労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	1回線受電	無	無	否	無
4	太田公共職業安定所	群馬県太田市飯田町893	有	検針装置による自動検針	電力需給用複合計器（通信機能付）	需要場所における東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力グループの母線と群馬労働局の地絡しや断装置（UGS）の電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	1回線受電	無	無	否	無
5	館林公共職業安定所	群馬県館林市大街道1-3-37	有	検針装置による自動検針	電力需給用複合計器（通信機能付）	需要場所における群馬労働局の施設した第1号柱上の東京電力グループの架空引込線と群馬労働局の開閉器電源側接続点	左記需給地点に同じ	左記需給地点に同じ	1回線受電	無	無	否	無

【別紙2】使用電力量及び最大需要電力の実績値（令和4年7月～令和5年6月）

		R4/7	R4/8	R4/9	R4/10	R4/11	R4/12	R5/1	R5/2	R5/3	R5/4	R5/5	R5/6	合計/最大
前橋公共職業安定所及び独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬障害者職業センター	使用電力量 (kWh)	22,324	21,828	22,737	15,175	12,298	12,764	12,684	16,240	14,762	14,324	14,423	20,986	200,545
	最大需要電力 (kW)	95	89	95	79	49	57	67	100	83	51	68	87	100
	力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高崎公共職業安定所	使用電力量 (kWh)	10,776	11,662	9,637	7,500	7,648	8,651	9,965	7,680	6,551	5,890	6,656	9,255	101,871
	最大需要電力 (kW)	49	48	46	43	35	43	46	42	37	30	39	45	49
	力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
桐生公共職業安定所	使用電力量 (kWh)	5,426	5,330	3,950	3,376	4,297	5,534	7,332	5,447	3,480	2,942	3,656	4,353	55,123
	最大需要電力 (kW)	34	30	22	19	28	40	45	39	21	15	16	23	45
	力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
太田公共職業安定所	使用電力量 (kWh)	14,526	16,020	10,014	7,624	8,749	15,083	18,732	17,444	11,021	6,993	7,155	9,965	143,326
	最大需要電力 (kW)	100	99	76	44	62	85	102	101	73	41	50	64	102
	力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
館林公共職業安定所	使用電力量 (kWh)	5,822	6,320	4,629	3,678	3,756	5,012	5,659	4,997	4,184	3,707	4,083	4,878	56,725
	最大需要電力 (kW)	29	32	30	20	22	27	32	28	22	18	20	22	32
	力率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

夏季 夏季 夏季

【別紙3】契約電力及び予定使用電力量

	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)														合計	夏季	その他季
		R5/4	R5/5	R5/6	R5/7	R5/8	R5/9	R5/10	R5/11	R5/12	R6/1	R6/2	R6/3					
前橋公共職業安定所及び独 高齢・障害・求職者雇用支援 機構群馬障害者職業センター	100	14,300	14,400	20,900	22,300	21,800	22,700	15,100	12,200	12,700	12,600	16,200	14,700	199,900	66,800	133,100		
高崎公共職業安定所	49	5,800	6,600	9,200	10,700	11,600	9,600	7,500	7,600	8,600	9,900	7,600	6,500	101,200	31,900	69,300		
桐生公共職業安定所	45	2,900	3,600	4,300	5,400	5,300	3,900	3,300	4,200	5,500	7,300	5,400	3,400	54,500	14,600	39,900		
太田公共職業安定所	102	6,900	7,100	9,900	14,500	16,000	10,000	7,600	8,700	15,000	18,700	17,400	11,000	142,800	40,500	102,300		
館林公共職業安定所	32	3,700	4,000	4,800	5,800	6,300	4,600	3,600	3,700	5,000	5,600	4,900	4,100	56,100	16,700	39,400		
合計	328	33,600	35,700	49,100	58,700	61,000	50,800	37,100	36,400	46,800	54,100	51,500	39,700	554,500	170,500	384,000		

夏季 夏季 夏季